

「地域活動支援センター 重要事項説明書」

あなたに対する地域活動支援センター事業サービス提供開始にあたり、社会福祉法人山城会が運営する障害者デイサービスセンターとサービス利用契約の締結者に対し、三好市障害者地域活動支援センター機能強化実施要綱に基づいて当事業所の概要、サービス内容及び契約上の注意事項を説明するものです。

◇◆目次◆◇

1、サービスを提供する事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
2、利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
3、サービスの目的・運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
4、サービスに係る施設・設備等の概要・・・・・・・・	P. 3
5、サービス提供職員の設置状況・・・・・・・・	P. 3
6、サービス提供の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
7、利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4～5
8、利用者の記録及び情報の管理等・・・・・・・・	P. 5
9、虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5～6
10、秘密保持と個人情報の保護について・・・・・・・・	P. 6
11、緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
12、要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口 ..	P. 7
13、非常災害時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7～8
14、当事業所ご利用の際に留意いただく事項・・・・・・・・	P. 8

社会福祉法人 山城会

障害者デイサービスセンター

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 山城会
所 在 地	徳島県三好市山城町西宇 1227 番地 4
電 話 番 号	0883-84-1177
代表者氏名	理事長 馬淵 文彦

2. 利用施設

事業所の種類	地域活動支援センターⅡ型
事業所の名称 (事業所番号)	障害者デイサービスセンター 3640600031
事業所の所在地	徳島県三好市山城町西宇字マエダ 1232 番地の 1
連 絡 先	電話番号：0883-84-1187 FAX : 0883-84-1161
管 理 者	香川 幸子
サービスの実施地域	三好市山城町・池田町・西祖谷山村
定 員	15名

3. サービスの目的・運営方針

目 的	三好市から委託を受けた社会福祉法人山城会（以下「事業者」という。）が行う三好市地域活動支援センター事業の利用者に対し、適正な地域活動支援センター事業を提供します。
運営方針	事業者は、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り総合的なサービスを提供します。また、地域活動支援計画（以下「個別支援計画」）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、地域活動支援センター事業サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮し、利用者の自立の促進、生活の質の向上等図ることができるよう支援するため、事業所通所により入浴、給食、機能訓練や創作活動、更生相談、レクリエーション等を行い心のリフレッシュを図ると共に自らの精神的パワーを向上できる為の支援を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階 地下 1 階の地下部分
	延べ床面積	330.06 m ²

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	常勤換算
管理者	1	1 (兼務)		
看護師	1	1 (兼務)		
介護職員	1	1		1.0
運転手	1		1	0.5

当事業所では、地域生活支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（8：30～17：30）
看護師	勤務時間帯（8：30～17：30）
介護職員	勤務時間帯（8：30～17：30）
運転手	勤務時間帯（8：00～17：00）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（但し、土曜日・日曜日・祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く）

営業時間：午前 8：30～午後 5：30 まで

サービス提供時間：営業日の午前 9：30～午後 3：00 まで

6. サービスの内容

(1) 「地域活動支援計画」とサービス内容

サービスの区分及びサービスの内容

サービスの区分	サービスの内容
創作的活動	手芸・はり絵等の創作的活動を支援します。
社会適応訓練	社会的な環境の中でニーズを満たすことができるよう支援します。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。
レクリエーション	ゲーム等のレクリエーションを実施します。
必要な介助	排泄の介助のほか、事業所で活動を行うときに必要な介助を、利用者の希望及び心身の状況に応じて行います。
相談及び介護方法の指導	利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族等に介護技術の指導を行います。
食事の提供	ご希望により食事（昼食）を提供及び食事の介助をいたします。 食事時間 午前11：45～
入浴	入浴の介助又は清拭等行います。
送迎	利用者のご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯は別途ご連絡します。

<サービスの概要>

サービス内容は、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 地域活動支援支給対象サービス利用者負担額

提供した地域活動支援サービスの費用の1割（ただし、受給者証に記載された上限額の範囲内）の料金をいただきます。

事業所が利用者に代わり三好市から受領した費用の額については、利用者に通知します。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、実費をいただきます。

①「創作的活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費（その都度内容の説明をいたします。）

②食費

食事の提供にかかる費用です。1食あたり270円

③送迎にかかる費用

事業実施地域以外にお住いの場合は、別途実費にて送迎にかかる費用をいただきます。

④その他の必要な費用

地域活動支援センター事業の提供にあたって利用者に負担していただくことが適当である費用をご負担いただきます。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日午後5：30までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日午後5：30までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。ただし、体調不良等の正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出が無かった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)
-----------------------	--------------------------

(4) 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。翌月10日までにご請求書をお渡しいたしますので、月末までにお支払いいただきます。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 虐待防止について

障害者デイサービスセンターでは利用者の人権の擁護・虐待防止等の為に次に掲げる必要な措置を講じます。

①研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

- ②個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

従業員はサービス提供で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

但し、看護職員により、緊急度が高く、生命への影響が極めて大きいと判断される場合については、家族への連絡がつかなかった場合でも、家族からの指示をいただかないうちに、緊急搬送の対応を行わせていただくことがあります。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

12. この契約に関する苦情・相談窓口及び虐待等通報先

- (1) 当事業所ご利用相談・苦情窓口及び虐待等通報先

氏名	香川 幸子
電話番号	0883-84-1187
受付時間	午前9：00から午後5：00まで

当事業所以外に、区役所・市役所の窓口でも受け付けています。

三好市役所 長寿・障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：三好市池田町シンマチ 1500-2 ・電話番号：0883-72-7612 ・F A X：0883-72-7201
徳島県国民健康保険 団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：徳島県徳島市川内町平石若松 78-1 ・電話番号：088-611-0117 ・F A X：088-666-0228
徳島県運営適正化委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 3階 ・電話番号：088-611-9988 ・F A X：088-611-9995

(2) 苦情解決の方法

当事業所では、苦情解決責任者（施設長）を選定し、利用者から苦情の申し出があれば速やかに苦情処理第三者委員会を開催し誠意を持ってその解決に努めます。

苦情解決責任者	馬淵 文彦
電話番号	0883-84-1177
受付時間	午前9：00から午後5：00まで
第三者委員	橋岡 勉 菅井 弘昭 松浦 光子

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。</p> <p>また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。</p>
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・火災通報装置 有 ・避難器具 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分）
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名：(株) 損保ジャパン</p> <p>加入保険内容：しせつの賠償保険</p>

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがって利用してください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

附 則

この説明書は、平成30年 4月 1日 施行します。

平成30年 6月12日 改訂します。

平成30年 12月 1日 改訂します。

令和 年 月 日

地域活動支援センター事業サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

事業者名 徳島県三好市山城町西宇字マエダ 1232 番地の 1

社会福祉法人 山城会

事業所名 障害者デイサービスセンター

代表者名 理事長 馬淵 文彦 印

説明者 所属
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から地域活動支援センター事業サービスにつ
いて重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

続柄